

報道関係者 各位

令和6年6月27日

【照会先】

大臣官房人事課

課長 源河 真規子

職員専門官 俵田 憲諭 (内線7013)

人材開発統括官総務担当参事官室

参事官 宇野 禎晃

企画官 玉田 耕大 (内線5316)

(代表電話) 03(5253)1111

## 内部通報に係る調査の結果について

厚生労働省が契約していた委託事業に関し、職員より内部通報があったことを受けて調査を行い、その状況を令和6年4月19日付けで公表（別紙）していましたが、今般、調査が完了しましたので、公表します。

今後、調査結果を踏まえて必要な対応を行うとともに、こうしたことが起こることの無いよう、再発防止に取り組んでまいります。

### 1. 新たに確認した事項

- 令和2年度から令和4年度までの委託事業において、精算報告書の記載額と領収書等に一致しないものがあり、改めて確認した結果、令和2年度の委託事業及び令和4年度の委託事業において、精算額が過大となっていた。

【要返還額】 約560万円（令和2年度分；約69万円、令和4年度分；約491万円）

※ 受託者より、確認の結果を踏まえた再精算報告書等を受領し、返還手続き中。

### 2. 今般の事案が生じた主な要因

- 今般の事案において、再委託に係る必要な手続きが行われなかったことや、精算額が過大となっていたこと等が生じた主な要因としては以下が考えられる。
  - ・ 担当管理職等においては、担当職員から複数回問題点の指摘があり、具体的な確認等により課題を把握、処理できていた可能性があったにもかかわらず、いずれも状況の把握や進捗の管理が不十分であったこと。
  - ・ 担当管理職等において、会計法令等の理解が不十分であったこと。

### 3. 今後の対応

- 再委託に係る必要な手続きが行われていなかったことについて、公共調達審査会等に報告を行う。
- 関係職員について、調査結果を踏まえた適切な対応を行う。
- 「4. 再発防止策」について、速やかに実施する。

#### 4. 再発防止策

- 人材開発統括官において委託事業に従事する職員全員に対し、会計法令に関する認識や契約事務に関する知識等に関する再研修を行う。
- 人材開発統括官において委託事業を所管する全管理職に対し、委託事業に係る会計法令や契約事務のポイント、適切な進行管理の実施について再研修を行う。

以上

報道関係者 各位

令和6年4月19日  
令和6年6月27日(一部訂正)  
【照会先】  
大臣官房人事課  
課長 源河真規子  
職員専門官 俵田 憲論 (内線7013)  
人材開発統括官総務担当参事官室  
企画官 玉田 耕大 (内線5316)  
室長補佐 村上 康 (内線5914)  
(代表電話) 03(5253)1111

## 内部通報に係る調査の状況について

厚生労働省が契約していた委託事業に関し、職員より内部通報があったことを受けて調査を行っていますが、一部に不適切な対応があったことが明らかになったため、公表します。引き続き調査を行い、その結果を踏まえて、必要な対応を行ってまいります。

### 1. 通報の概要

令和5年9月14日付けで、内部通報窓口において、職員からの内部通報を受理しました。

#### 【通報内容の概要】

○ 通報者は、人材開発統括官付能力評価担当参事官室の委託事業(※)に関する違反事実と是正を図る必要がある旨報告したにもかかわらず、担当管理職等は、是正措置を講じないばかりか、当該事実を隠蔽している。

※ 若年技能者人材育成支援のための地域における技能振興等に係る周知・広報業務  
(令和2年度・令和3年度・令和4年度)

【概要】若年技能者人材育成支援事業に関連する周知・広報業務として、技能士展・技能競技大会等を実効的に実施するため、イベントのロゴ等の企画、特設サイトの作成、SNS等による広報等を実施。

【委託費】令和2年度：54,989,000円、令和3年度：54,989,000円、令和4年度：69,289,000円

<通報者の主張する主な違反事実>

- ・ 精算報告書の記載額と領収書等の額が一致しない。
- ・ 再委託が禁止されている「総合的な企画業務等」を再委託している。
- ・ 再委託割合が5割を超え、再委託に係る必要な承認を得ていない。

### 2. 対応状況

内部通報を受け、令和5年9月より調査を開始し、契約関係資料の精査及び通報対象者へのヒアリング等を実施したところ、現時点で、以下の事項が明らかになりました。

引き続き調査を行い、その結果を踏まえて必要な対応を行ってまいります。

#### 【現時点で明らかになった事項】

○ 担当管理職等の対応の不足等により、会計課長通知(別添)に基づく再委託に係る必要な手続きを行っていなかったこと

以上

平成 21 年 4 月 15 日付会発第 0415006 号「再委託の適正化を図るための措置について（通知）」（抄）  
（大臣官房会計課長通知）

（前略）試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合の再委託については、下記のとおり遺漏なきよう取扱われたい。

なお、再委託とは、本来受託業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらない。

記

1 再委託の取扱いについて

（2）委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

（5）委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

なお、2 分の 1 を超える場合においては、各部局に設置した公共調達審査会において重点的に審査するため全件審議するとともに、厚生労働省公共調達中央監視委員会等の第三者機関においても審議するものとする。

2 再委託の承認に係る手続等

（1）委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ・・・「再委託に係る承認申請書」（様式 1）を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、その結果について委託契約の相手方に通知するものとする。

なお、契約金額が 50 万円未満の再委託（以下「軽微な再委託」という。）については、省略することができる。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

3 履行体制の把握及び報告徴収

（1）再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」（様式 3）を提出させ、履行体制の把握に努めるものとする。

（2）委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求めるものとする。

※ 上記「1. 通報の概要」の記載に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。  
(令和6年6月27日)

誤	正
令和5年9月 <u>7</u> 日付け	令和5年9月 <u>14</u> 日付け